

○公益財団法人東京都医学総合研究所寄付特別研究実施要綱

平成 26 年 6 月 6 日
26 医学研庶第 468 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、公益財団法人東京都医学総合研究所（以下「財団」という。）における寄付特別研究の実施について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱に掲げる用語の定義は次のとおりとする。

- (1) 寄付特別研究 公益財団法人東京都医学総合研究所寄付金取扱要綱（以下「寄付金取扱要綱」という。）に基づき受け入れる寄付金のうち、寄付の趣旨を踏まえて、財団が研究領域を特定し、複数年度にわたり計画的に行うこととした研究をいう。
- (2) 寄 付 者 第 5 条の規定に基づき寄付の申込みを行った個人及び団体、寄付金取扱要綱第 3 条に基づき申込みを行った個人及び法人並びに公益財団法人東京都医学総合研究所研究奨励寄付金取扱要綱（以下「奨励寄付金取扱要綱」という。）第 4 条に基づき申込みを行った民間団体等のうち第 6 条の規定に基づき理事長が寄付金の受入れの決定を行った個人及び団体をいう。

(名称)

第 3 条 寄付特別研究は、寄付者の氏名又は寄付の趣旨等を名称に付するものとする。

(受入れの制限)

第 4 条 次の各号に掲げる条件が付されている寄付金は、寄付特別研究寄付金として、これを受け入れることができない。

- (1) 寄付金により取得した財産を無償で寄付者に譲渡すること。
- (2) 寄付金による研究の結果得られた特許権、実用新案権を寄付者に譲渡し、又は使用させること。
- (3) 寄付金の申込みの後、寄付者が寄付金の全部又は一部を取り消すことができること。
- (4) その他、理事長が研究上支障があると認める条件。

(寄付の申込み)

第 5 条 寄付申込みは、寄付申込者が寄付特別研究寄付金申込書（別記第 1 号様式）により、理事長に対して行うものとする。

(受入の決定)

第6条 理事長は、前条の申込みがあった場合並びに寄付金取扱要綱第3条及び奨励寄付金取扱要綱第4条による寄付の申込みにおいて第2条第1号に該当すると認められる場合は、その寄付金の受入れについて寄付金等取扱要綱第5条に定める寄付金等審査委員会（以下「審査委員会」という。）に付議し、審査委員会が受入れを適当と認めたときは、受入れを決定するものとする。

2 審査委員会は、受入れを適当と認めたときは、寄付特別研究の内容及び寄付特別研究を実施する研究職員を特定するものとする。

(寄付特別研究計画書)

第7条 寄付特別研究を行おうとする研究職員は、寄付特別研究計画書（別記第3号様式）を提出するものとする。

(寄付特別研究寄付金の配分)

第8条 理事長は、前条の規定により寄付特別研究計画書の提出があった場合は、審査委員会に付議し、審査委員会が適当と認めたときは、研究職員に寄付特別研究寄付金を配分する。

(受領書の交付等)

第9条 理事長は、寄付金を受け入れた時は、寄付者に対し、寄付特別研究寄付金受領書（別記第2号様式）を交付するとともに、寄付特別研究の内容及び寄付特別研究を実施する研究職員を通知するものとする。

2 理事長は、毎年度、寄付者に対し、寄付特別研究の実施状況について、報告するものとする。

(感謝状の贈呈及び公表)

第10条 理事長は、寄付金を受け入れた時は、寄付者に感謝状を贈呈するものとする。

2 理事長は、財団のホームページにおいて、寄付者の意向を確認したうえで、寄付特別研究の名称及び寄付の趣旨等を公表することができる。

(会計処理)

第11条 寄付特別研究寄付金は、使途を明らかにするとともにその支出内容を証明する書類を整理して保管しなければならない。

2 寄付特別研究寄付金は、公益目的事業会計に特定資産を積み立てる。

(その他)

第12条 この要綱に定めのない事項及びこの要綱の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年6月6日から施行する。